

介護保険だより

令和元年5月号

群馬県国民健康保険団体連合会

支給限度額管理による査定について

請求明細書と給付管理票を突合した結果、不一致があった場合は、給付管理票の内容を基準として請求明細書のサービス単位数が査定（減額）されます。

査定内容は、「介護保険審査増減単位数通知書」によりお知らせします。

【給付管理票と請求明細書の突合による支給限度額管理の審査例】

給付管理票		
平成31年4月	要介護1	
被保険者名	介護太郎	
居宅サービス区分	16692単位/月	
事業所	サービス種類	計画単位数
A事業所	訪問介護	2000
B事業所	短期入所	1000

(給付管理票の点検)

- サービス計画月の区分支給限度基準額として妥当であることを確認します。
- 各事業所に割り当てたサービスの給付単位数合計が各支給限度基準額の範囲内であることを確認します。



請求明細書	
平成31年4月	
事業所名	A事業所
被保険者名	介護太郎
サービス名	サービス単位数
訪問介護Ⅰ	500
訪問介護Ⅱ	800
訪問介護Ⅲ	600

(A事業所の請求明細書の審査)

- 給付管理票にA事業所の記載があり、かつ請求単位数が給付管理票の計画単位数を超えていないため、正当となります。



請求明細書	
平成31年4月	
事業所名	B事業所
被保険者名	介護太郎
サービス名	サービス単位数
短期入所	1100

1900単位で決定

(B事業所の請求明細書の審査)

- 給付管理票にB事業所の記載はありますが、請求単位数が計画単位数である1000単位を超えているため、100単位査定（減単位）されます。



請求明細書	
平成31年4月	
事業所名	C事業所
被保険者名	介護太郎
サービス名	サービス単位数
訪問介護	500

1000単位で決定

(C事業所の請求明細書の審査)

- 給付管理票にC事業所の記載がため、0単位で決定します。(全額査定)

0単位で決定

※ 給付管理票の提出がない場合、または給付管理票が返戻となった場合は、サービス事業所からの県内分の請求は「保留」扱いとなり、県外分の請求は「返戻」扱いとなります。

請求誤り等による返戻依頼について

本会に当月提出した介護給付費等明細書について、請求内容に誤り等があったため取り下げを行いたい場合は、返戻依頼を行っていただくことで当該介護給付費等明細書を返戻いたしますので、翌月以降に月遅れ請求として再請求していただくこととなります。

なお、**県外利用者分についてはシステム処理上返戻できません**ので、一度審査決定したのち翌月以降に該当保険者（市町村）に過誤処理依頼をしていただくこととなります。

また、返戻依頼による返戻は、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に**事由「E」、内容「審査委員会の判定により却下」と表示**されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所(保険者)番号	997000000	平成 31 年 4 月 審査分					令和 1 年 5 月 日		
事業所(保険者)名	〇〇介護事業所						1 頁		
群馬県国民健康保険団体連合会									
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	000000001 カイト 知ウ	請	H31.3	51		21,142	E	審査委員会の判定により却下	返戻

★返戻依頼書につきましては、本会ホームページに掲載してあります。

請求もれにご注意ください

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と規定されています。

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求もれがないよう十分ご注意ください。

また、インターネット請求において、請求データ送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果を確認してください。

なお、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができますのでご活用ください。

※令和元年5月提出分の提出期限は、5月13日です。

○電子請求受付システムの総合窓口

<http://www.e-seikyuu.jp/>

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

